

施設園芸等燃料価格高騰対策施設園芸セーフティネット構築事業の
令和8事業年度実施に係る公募の募集について

岡山県燃油価格高騰緊急対策協議会

施設園芸等燃料価格高騰対策施設園芸セーフティネット構築事業について、一般社団法人日本施設園芸協会による各都道府県協議会への公募にあわせ、岡山県燃油価格高騰緊急対策協議会では次のとおり事業の募集を行うのでお知らせします。

1. 事業目的

燃料は、その多くを輸入に依存しているため、為替や国際的な商品市況等の影響により、価格が乱高下を繰り返しており、今後の価格見通しを立てることが困難な生産資材である。施設園芸農家は、冬期加温に燃料を使用するため、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃料価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、施設園芸農家が継続して経営できる環境を整えるため、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める対策が必要である。

このため、燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制に計画的に取り組む施設園芸産地において、農業者と国の拠出により燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みを構築することにより、施設園芸農業者の経営の安定と施設園芸作物の安定供給を図ることとする。

2. 事業内容

施設園芸セーフティネット構築事業（協会実施要領 第2章第2節に規定するもの）は、農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

3. 支援対象者

- (1) 事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。
- (2) 事業参加者が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず事業参加者が3戸に満たなくなった場合又は農業従事者が5名に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により、事業参加者が3戸以上又は

農業従事者が5名以上となるよう努めること。

- (3) 燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制（以下「省エネルギー対策」という。）推進計画を定め、事業参加者の燃料使用量を15%以上削減する等の目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。

※省エネルギー対策推進計画は、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施要領第9条の2を参照

【農林水産省HP】

URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/nenyu/nenyu_taisaku1.html

- (4) 原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。））であること。

4. 募集期間

令和8年4月27日（月）から7月3日（金）【書類必着】

5. 提出書類

- (1) (別紙) R8事業年度 管理シート
(2) (別紙様式第1号) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画及び省エネルギー対策推進計画の承認申請書
(3) (別紙様式第2号) 省エネルギー対策取組計画

※「現在の燃料使用量（年間）」及び「目標の燃料使用量（年間）」を計算するに当たり必要に応じて、以下を活用して添付（前年に提出済みの場合は不要）

<A 重油・灯油の場合>

- ① 参考様式1 燃油販売証明書
② 参考様式2 過去7年間（7中5）の燃油使用量の平均

<LPガス・LNGの場合>

- ① 参考様式1 ガス販売証明書
② 参考様式2 過去7年間（7中5）のガス使用量の平均

- (4) (別紙様式第5号) 施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書

※ (別紙) 参加構成員について を添付すること。

※ 積立契約について、(別紙様式第4号) の内容を確認すること。

(5) (別紙様式第7号) 施設園芸用燃料購入数量等設定申込書

※ (別紙) 施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳を添付すること。

(6) (別紙様式第9号)、(別紙様式第10号)、管理シート

<省エネ特例関係>

(7) (別紙様式第14号-1)、(別紙様式第14号-2)

<環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係>

(8) その他

- ① 事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であり、そのことが確認できる資料(出荷伝票、青色申告書、認定農業者の認定証など)
- ② 上記の各様式の注意事項等に記載された添付書類
- ③ 各チェックリストに示された添付資料
- ④ その他の事業要件等を満たすことを確認できる資料

- ・各種様式は、岡山県農産課のHPからもダウンロードできます。
- ・関係書類に使用する印鑑は、事業申請者としての本人確認の必要性から、同一の印鑑を使用してください。

6. 書類の提出先

(1) 農業協同組合及びその生産組織等の場合

全国農業協同組合連合会 岡山県本部 管理部 総合支援課

住所：〒700-8722 岡山市北区磨屋町9-18

電話：(086) 234-6873

(2) 岡山県花卉農業協同組合の場合

岡山県 農林水産部 農産課 園芸振興班

住所：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：(086) 226-7425

(3) 上記以外の団体の場合

(最寄りの県民局)

岡山県 備前県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課

住所：〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

電話：(086) 233-9827

岡山県 備中県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課
住所：〒710-8530 倉敷市羽島1083
電話：(086) 434-7032

岡山県 美作県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課
住所：〒708-8506 津山市山下53
電話：(0868) 23-1305

7. その他留意事項

- (1) 提出書類に使用する言語は日本語としてください。
- (2) 提出書類を郵送等する場合は、簡易書留・特定記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。
- (3) 提出書類は、返還できないので御了承ください。
- (4) 提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、注意して作成してください。
- (5) 提出書類の差し替えは認められません。
- (6) 応募団体の要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は、無効です。
- (7) 事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (8) 補助金交付対象者の氏名又は名称は、公開する場合があります。詳しくは、こちらを御覧ください。

【事業実施主体（(一社)日本施設園芸協会）のHP】

URL：<https://jgha.com/product/nenyu2/>

8. 上記内容に対する問い合わせ先

岡山県 農林水産部 農産課 園芸振興班
住所：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話：(086) 226-7425

以上